

農業支援事業について

■長瀬町農業振興支援事業補助金

この補助金は、農業従事者の高齢化及び担い手の減少、耕作放棄地の増加が進む中で、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、**新規就農、規模拡大、新規作物導入、遊休農地の耕作を再開する方**を対象に、次の各事業ごとに補助対象経費の一部を助成するものです。

事業名	新規就農支援事業	規模拡大支援事業	新規作物導入支援事業	遊休農地耕作再開支援事業
対 象 者	町内在住の 新規就農者 ※1で、下記の 全て に該当する方 ・新たに1,000㎡以上の営農を開始する意欲がある ・就農時の年齢が18歳以上65歳以下 ・年間150日以上農業に従事する意思がある ・就農後、10年以上営農する意思がある	町内在住の 認定農業者 ※2で、下記の いずれか に該当する方 ・新たに作付面積を1,000㎡以上拡大 ・農業用ハウスを新たに300㎡以上取得 ・農作物を利用し加工品を販売する方	町内在住の 認定農業者 で、従来栽培したことがない農作物（野菜・花卉・果樹など）を300㎡以上作付けする方	町内在住の農業者で、300㎡以上の休耕中の農地の耕作を再開し、再開後5年以上耕作する意思がある方
補助対象経費	農業用施設、農業用機械・機器、出荷・加工用機器、農業用資材等の購入費	農業用施設、農業用機械・機器、出荷・加工用機器、農業用資材等の購入費	農業用施設、農業用機械・機器、出荷・加工用機器、農業用資材等の購入費	農作物の種苗や苗木、農業用資材の購入費、刈払や抜根、土壌改良に必要な経費
補 助 率	2分の1	3分の1	3分の1	2分の1
上 限 額	100万円	50万円	50万円	5万円
備 考	申請は、新規就農時の1回限りです。	受給後3年間は申請できません。	受給後3年間は申請できません。	申請は、当該土地に関して1回限りです。

※1「新規就農者」とは、新規に就農する農業後継者、退職後就農等による新規参入者で、認定農業者になる意思を持つ者を指します。

※2「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、町の認定を受けた農業者を指します。

問合せ 産業観光課 産業観光担当 ☎66・3111 内線234

秩父地域自伐型林業フォーラムを開催します！

秩父地域で推進している自伐型林業について、これまでの成果とこれからを考えるフォーラムを開催します。ご興味のある方や山林の活用等におこまりの方はぜひご参加ください。

開催日時 8月24日(日) 午後1時～3時
会 場 秩父市歴史文化伝承館研修室1～3
参 加 費 無料
対 象 者 どなたでも
申込方法 当日参加もできますが、事前のお申込みをお願いします。HP「森の活人」に情報を掲載します。8月22日(金)までにお申し込みください。



「森の活人」ホームページ

問合せ 秩父地域森林林業活性化協議会事務局（秩父市 森づくり課） ☎22・2369

国県町道上に張り出している樹木等の伐採についてのお願い

毎年8月は「道路ふれあい月間」です。道路を安全に利用していただくために、国県町道上に張り出している樹木等の伐採について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 次のような状況にある土地の所有者の方は、樹木等のせん定をお願いいたします。

- (1)道路（車道・歩道）に樹木等が張り出している。
- (2)枯れ木、折れ木等による通行への障害がある（又はそのおそれがある）。
- (3)竹木等の繁茂による通行への障害がある（又はそのおそれがある）。

※道路に張り出した樹木の落枝等が原因で通行車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

2. 作業時は樹木からの転落防止等の安全対策及び通行車両・歩行者の安全確保に十分ご注意ください。

3. 緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木等を予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、上記についてのお問合せは、国県道：秩父県土整備事務所、町道：長瀬町役場へご連絡ください。

問合せ 建設課 建設担当 ☎66・3111 内線243、244
 秩父県土整備事務所 管理担当・道路相談担当 ☎22・3715